

# ユメニティのおがた 利用のご案内

## ■利用のご案内

### 利用できる時間

(施設) 9時から22時まで

(駐車場) 8時50分から22時10分まで

### 休館日

毎月第1及び第3月曜日(祝日のときは開館)と12月29日から翌年1月3日まで。

ただし、設備保守等のため臨時休館することがあります。

### 各施設の収容人員

大ホール	1,031席	1階席 778席	バルコニー席 240席	小ホール	250席
	車椅子席 8席	親子席 5席		会議室1,2	30人(それぞれ)
リハーサル室	50人			会議室1+2	60人
控室	20人			会議室3	30人
楽屋1,2,3	9人(それぞれ)			会議室4	12人

### 駐車場

駐車場(大ホール・小ホール・会議室・図書館の共用)は有料で140台(うち障害者用3台)分です。入場者には、なるべく公共交通機関を利用するか、市街地の駐車場を利用するようポスター、チラシなどで周知してください。

## ■利用の前に

### 打ち合わせ

(大ホール) 利用日の1ヶ月前まで、(小ホール) 利用日の1週間前までに舞台装置、照明、音響、進行時間、その他必要事項について舞台技術員と必ず打ち合わせてください。その際、催し物のプログラム、チケット、進行スケジュール(4部以上)などを提出していただきます。

## ■関係官庁への届け出

施設の利用が許可された場合、必要に応じて下記関係機関に届け出てください。

直方消防署 直方市新町2丁目5番10号 電話(代)0949-25-2300

## ■施設利用に必要な人員

- ①主催者は、必ず会場責任者、整理員を置いてください。
- ②入場者の整理、案内、接待、ホール内の放送に必要な人員は主催者側で手配してください。
- ③事故などの発生に備え、観客の避難誘導、緊急連絡、救急処理などの対応ができる人員を手配してください。
- ④催し物の内容により、舞台、照明、音響の技術員の増員が必要な場合があります。事前に舞台技術員と打ち合わせてください。増員にかかる経費は主催者の負担になります。

## ■主催者で準備する物品

催し物の看板、舞台装飾品、消耗品等をご用意ください。

## ■利用の申し込み

①申し込みは主催者が直接来館の上、利用許可申請書で申し込んでください。

②利用時間には、準備や後片付けの時間も含んでご記入ください。

③電話やFAXでのお申し込みも可能です。

※但し、1回以上利用経験のある方のみ。初めての方は必ずご来館ください。

## ■受付時間

9時から20時

## ■利用受付期間

施設名	期 間
大ホール（大ホールと併用する他の施設を含む）	利用日の1年前の同月の初日から10日前まで
小ホール（小ホールと併用する会議室、リハーサル室を含む）	利用日の10月（営利の場合は9月）前の月の初日から10日前まで
リハーサル室、会議室	利用日の3月前の月の初日から前日まで
大ホールの練習使用（併用する楽屋、控室を含む）	利用日の9日前から前日まで

## ■連続利用期間

施設名	期 間
全施設	7日間まで

## ■利用許可と利用料

利用料を納入された時点で利用許可となりますので、利用許可申請書と同時に利用料をお支払いください。

付属設備、備品、冷暖房の利用料は利用当日精算払いでお支払いください。

## ■利用許可の制限

次の場合は、利用を許可しません。

- ①公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- ②ユメニティのおがたの施設等を破損し、滅失するおそれがあると認めるとき。
- ③集団的、常習的に暴力的な不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- ④入場者の生命、身体及び財産に害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- ⑤その他施設の管理上支障があると認めるとき。

## ■利用料の還付

即納の利用料は原則として還付しませんが、相当の理由があると認められるときは次のように還付いたします。

- ①大ホール及び小ホール（併用する他の施設を含む）の利用者が、利用日の前6月までに取消届、変更申請書を提出したときは8割の額を還付します。
- ②大ホール（併用する楽屋、控室を含む）、小ホール、リハーサル室及び会議室の利用者が、利用日の前30日までに取消届、変更申請書を提出したときは5割の額を還付します。
- ③大ホールの練習利用（併用する楽屋、控室を含む）の利用者が、利用日の前3日までに取消届、変更申請書を提出したときは5割の額を還付します。
- ④それぞれの日を過ぎたときは還付できません。

## ■利用権の譲渡禁止

利用の権利を第三者へ譲渡し、また転貸することはできません。

## ■利用許可の取り消し

次の場合は、利用許可を取り消します。この場合、利用者に損害を及ぼすことがあっても、公益財団法人直方文化青少年協会は賠償の責を負いません。

- ①条例、規則に違反したとき。

- ②利用許可申請に偽りがあったとき。
- ③利用許可を受けた後、利用許可の制限項目に該当する事由が生じたとき。
- ④その他指定管理者において特に必要があると認めたとき。

## ■利用時間区分

利用時間には会場の準備及び後片付けの時間を含みます。

## ■舞台利用上の注意

- ①舞台機構・設備には、絶対に手を触れないでください。無断での操作は事故、故障の原因となります。
- ②全館禁煙です。その他の火気及び電気関係には、十分注意してください。
- ③別表の舞台設備等以外の物品はすべて主催者側の持ち込み機材となります。必ず事前に舞台技術員と打ち合わせを行ってください。映画、ビデオ、スライド上映も同様です。また、持ち込み機材は主催者で管理してください。
- ④荷物を搬入後のトラックは、職員の指示に従い所定の場所へ移動させてください。

## ■会場及び楽屋使用上の注意

### 守っていただくこと

- ①必ず利用許可書を携帯してください。
- ②施設の収容人数を超えての入場は固くお断りします。
- ③入場者に、他人に危害を及ぼしたり、迷惑な行為をさせないよう注意してください。
- ④入場者が、火薬その他の危険物、他人の迷惑になる物品、動物等を持ち込まないよう注意してください。
- ⑤許可された以外の施設及び付属備品等は利用できません。また付属設備等の館外持ち出しは禁止です。
- ⑥大ホール内への飲食物の持ち込みは固く禁止しています。入場者に徹底してください。食事を伴うときは、人数に応じて会議室、小ホールなどを借りてください。
- ⑦定められた場所以外で、飲食、喫煙はできません。特に客席内は飲食物の持ち込みを固く禁止しています。利用者で入場者に徹底してください。施設等が汚損したときは利用者の責となります。
- ⑧施設内外の壁、柱、ガラス等にはり紙をしたり、釘類を打ったりしないでください。
- ⑨施設内で物品の販売・提供、または募金等を行うときは、必ず事前に許可を受けてください。
- ⑩荷物等のお預かりはできません。また、利用許可時間外の荷物の搬入、搬出もできません。
- ⑪ゴミは責任をもって必ずお持ち帰りください。
- ⑫その他職員の指示に従ってください。

### 看板及びポスターの掲示

催し物の看板類、掲示板は主催者でご用意ください。会場内にポスター類を掲示するときは、必ず事前に許可を受け、職員の指示に従ってください。

### 場内管理

- ①トイレ、公衆電話、非常口、放送等の位置を事前に確認してください。
- ②会場内の机、椅子その他の利用備品は利用前の状態に戻してください。

### その他

- ①病人やけが人が出たときは、応急処置を行うとともに事務室にご連絡ください。
- ②業者による写真撮影、録音、録画は必ず事前に事務室までお届けください。
- ③駐車場が満車になるときは、路上駐車がないよう必ず整理員を配置してください。

施設利用料金

(単位 円)

区分 施設名		基本利用料						1時間あたりの 冷暖房利用料
		9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時	
大ホール	平日	12,420	19,980	26,350	31,210	43,740	55,080	8,420
	土・日・祝日	15,010	23,760	29,910	35,100	51,300	63,820	
楽屋 1		430	640	860	1,080	1,510	1,940	210
楽屋 2		430	640	860	1,080	1,510	1,940	210
楽屋 3		430	640	860	1,080	1,510	1,940	210
控室		860	1,180	1,510	1,940	2,590	3,450	540
リハーサル室		2,160	3,240	4,320	4,860	7,020	8,640	860
小ホール	平日	4,320	5,940	8,100	10,800	15,120	19,440	2,160
	土・日・祝日	5,400	7,230	9,720	12,960	17,280	22,680	

施設名	9時～17時 (1時間あたり)	17時～22時 (1時間あたり)	1時間あたりの冷暖房利用料
会議室 1	430	560	540
会議室 2	430	560	540
会議室 3	430	560	540
会議室 4	210	270	270

備考

- 祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 次の場合の利用料は、基本利用料にそれぞれの率を乗じた額とする。
  - ①利用者が営利宣伝の目的で利用する場合 100分の200
  - ②前号の場合のほか、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は次にあげる率（ただし、楽屋、控室、リハーサル室及び会議室は除く）
    - ※10円未満は切り捨てる。
    - ア 入場料等の最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合 100分の120
    - イ 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合 100分の150
    - ウ 入場料等の最高額が5,000円を超える場合 100分の200
- 催し物当日以外に、練習又は準備等のため大ホールの舞台のみを利用する場合の利用料は、基本料金に100分の30を乗じた額とする。この場合、備考2の規定は適用しない。
- 利用区分を超過して利用する許可を受けた場合の1時間あたりの超過利用料は、12時から13時までは、13時から17時までの基本利用料を4で除した額、17時から18時までは、18時から22時までの基本利用料を4で除した額、22時から翌日の9時までは、18時から22時までの基本利用料を4で除した額に100分の120を乗じた額とする。
- 超過利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含み、1時間未満の端数があるときは、1時間とみなして計算する。

駐車料金

基本料金	3時間以内	200円
割増料金	3時間を超え30分ごとに	100円
最大料金	1日800円	

入庫から30分以内無料

割増料金の算定の場合、30分未満の端数があるときは30分として計算する



〒822-0034

福岡県直方市山部364-4

TEL (0949) 25-1007 FAX (0949) 25-1001

URL.http://www.yumenity.jp/yumenity/ E-MAIL.hall@yumenity.jp

付 属 設 備 利 用 料 金

種別	品名	単位	利用料	種別	品名	単位	利用料
舞 台 設 備	反響板	1 式	3,780	照 明 設 備	シーリングスポットライト	1 台	270
	所作台	1 式	7,020		アッパーホリゾントライト	1 列	1,400
	花道用所作台	1 式	1,620		アッパーホリゾントライト (小ホール)	1 列	700
	平台	1 枚	100		ローホリゾントライト	1 列	1,400
	箱足	1 個	30		ローホリゾントライト (小ホール)	1 列	700
	開足	1 個	40		ミラーボール	1 台	750
	緋毛せん	1 枚	160		ベース・スタンド	1 本	100
	上敷	1 枚	160		ストリップライト	1 本	180
	長座布団	1 枚	100		効果マシン	1 台	750
	金屏風	1 双	1,400		カラーフィルター	1 枚	540
	松羽目	1 式	970		持ち込み照明器具	1 k w	210
	地絨	1 式	860		音 響 設 備	音響調整卓	1 式
	バレエシート	1 枚	5,400	音響調整卓 (小ホール)		1 式	1,620
	紗幕	1 枚	1,080	カセットデッキ		1 台	540
	ジョーゼット幕	1 式	1,940	CDプレイヤー		1 台	640
	演台	1 式	640	ビデオレコーダー (小ホール)		1 台	1,080
	演台 (小ホール)	1 式	430	DVDプレイヤー (小ホール)		1 台	1,080
	司会者台	1 台	210	BRプレイヤー (小ホール)		1 台	1,080
	司会者台 (小ホール)	1 台	210	MDデッキ		1 台	640
	指揮者台	1 台	210	オーディオミキサー (会議室1)		1 式	1,080
	指揮者用譜面台	1 台	160	マイクロホン		1 本	860
	演奏者用譜面台	1 台	50	ワイヤレスマイク		1 本	1,080
	演奏者用椅子	1 脚	30	三点吊マイク装置		1 台	1,080
	コントラバス用椅子	1 脚	100	ダイレクトボックス		1 台	860
	舞台用机	1 台	80	楽 器	ピアノ (スタインウェイ) D-274	1 台	8,640
吊り看板台	1 式	1,080	ピアノ (ヤマハ) CFIII-S		1 台	5,400	
吊り看板台 (小ホール)	1 式	540	ピアノ (リハーサル室) アップライト		1 台	860	
国旗・市旗	1 枚	100	ピアノ (小ホール) ヤマハ C6L		1 台	2,160	
めぐり台	1 台	100	そ の 他	コンセント 1 k w	1 個	210	
ドライアイスマシーン	1 台	1,400		特別コンセント (小ホール)	1 k w/h	20	
ホワイトボード	1 台	100		プロジェクター	1 台	4,320	
スクリーン	1 式	1,290		プロジェクター (小ホール)	1 台	2,160	
スクリーン (小ホール)	1 式	640		プロジェクター (会議室)	1 台/h	430	
仮設舞台	設・撤	21,600		大型テレビジョン	1 台	2,160	
	1 式	3,240		展示パネル (小ホール)	1 台	210	
照 明 設 備	第2ボーダーライト	1 列		540	ビデオ持ち込み	1 式	3,240
	スポットライト 1 k w	1 台		270	シャワー室	1 室	1,080
	スポットライト (小ホール)	1 台		160	パネル	1 枚	100
	フロントサイドスポットライト	1 式	1,940	ポータブルカセットデッキ	1 式	860	
	センターピンスポットライト	1 台	1,940	ワイヤレスマイク (ポータブルカセットデッキ用)	1 本	540	

備考

1. 付属設備の利用料は、9時～12時、13時～17時、18時～22時までをそれぞれ1回とした料金。
2. 利用時間を超えて利用するときの利用料は、1時間ごとに1回の利用料金の3割相当額。
3. 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とみなして計算。
4. バレエシート、パネルの利用料は、1日あたり。
5. 特別コンセント (小ホール) とプロジェクター (会議室) の利用料は1時間あたりの単価。
6. 利用料の中には、調律料、テープ、ドライアイス等の材料費は含まない。